

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-23 春日尚学ビル Tel.03-6801-9307 Mail info_jase@faje.or.jp URL https://www.jase.faje.or.jp 発行人 石川哲也 編集人 中山博邦
© JASE. 2022 All Rights Reserved. 本ホームページに掲載している文章、写真等すべてのコンテンツの無断複写・転載を禁じます。

contents

教員の性加害の実態と予防 …………… 1	多様な性のゆくえ⑥…………… 12
北東北性教育研修セミナー2022春・報告…………… 8	今月のブックガイド…………… 13
いつきの“ヒューマン・ピーイング”⑭…………… 11	JASEインフォメーション…………… 14

教員の性加害の実態と予防

奈良大学准教授 今井 由樹子

教職員の性暴力の実態

近年、教職員（以下、教員）による性暴力が大きな注目を浴びている。安全・安心な教育の場であるはずの学校における性暴力は、被害を受けた子どもに重大な悪影響を与え、学校全体にとっての危機となりうる。

本稿では、教員の性暴力の実態と特徴、児童生徒の被害、予防などについて概観したい。

文部科学省（以下、文科省）は毎年「公立学校教職員の人事行政の状況調査について」⁽¹⁾ を発表し、そこで性暴力によって処分を受けた教員の状況が示されている。現行の調査内容になった2012年度に懲戒または訓告等の処分を受けた教員は187人（全職員中0.02%）で、2016年度226人、2017年度に210人と微増減を続けた。2018年度には282人（全職員中0.03%）と過去最高数を示し、2019年度は273人、2020年度は200人であった（図1）。この間の減少は、コロナ禍

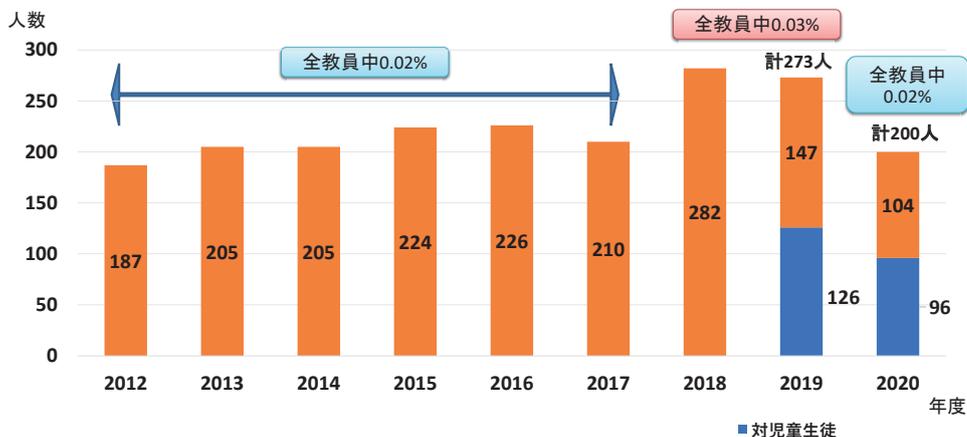


図1 公立学校教員の性犯罪・性暴力等に係わる懲戒処分の状況
(文部科学省2021より筆者加工)

による登校日数・学校行事の激減などの接触制限を理由に挙げる声も聞かれるものの、明らかにはなっていない。

全教員中の僅か 0.02% から 0.03% という極少数の性暴力が注目されるのは、その被害者の約半数が、加害教員の勤務する学校の児童生徒だからであろう。2020 年度は、自校の児童生徒と卒業生（18 歳未満）被害者の合計が 88 人（44%）であり、過去から連続して約半数を示した。次に、加害被害についての内容をみていく。

処分の対象行為の態様は、2020 年度の最多数が「体に触る」で 84 人、「性交」49 人、「盗撮・のぞき」33 人、「接吻」23 人と続いた。過去についても、「体に触る」が最多であり、「性交」、「盗撮・のぞき」、「接吻」が上位を占める。なお、接触型と非接触型という分け方をすると、接触型の方が断然多い結果となっている。行為の場面については、2020 年度は授業中、放課後、休み時間、部活動という学校活動場面の合計が 55 人（27.5%）であった。行為の場所については、教室と保健室、生徒指導室という学校内が 54 人（27%）であった。

過去についても毎年ほぼ同じ傾向だった。これらの結果は、児童生徒が、学校活動中に各教室において性暴力被害（以下、性被害）にあう、つまり安心・安全であるはずの学校生活に危険が潜んでいることを示した。

加害教員の学校種については、2020 年度は中学校と高等学校が同じ割合で多かったが、過去をみると、例年は高等学校の割合が最も多く次いで中学校となっていた。年齢層については、2020 年度は 20 代が在職者同年代中の 0.04% であった。例年 20 代が 0.04% ～ 0.05% と最多であるが、50 代以上も 0.02% を占めていた。一般に若者の方が性的刺激への反応は活発であると考えられるが、このように高い年代の教員にも性加害が発生しており、性暴力が単に性的刺激に対する過敏な反応ではないことを示しているといえよう。

なお、これまで示した数値は処分者の数である。警察庁の調査⁽²⁾によると、性被害を受けた年齢が 7 歳から 18 歳未満の子どもの約半数は、「どこにも誰にも相談しない」と報告されている。ここから、発覚した加害・被害はごく一部であり、実際には、公表されている以上の性暴力が起こっていると推察される。

教員の性暴力の特徴

（1）信頼と権力の濫用

学校は、児童生徒・保護者・地域からの信頼を基盤に教育を行っている。教員同士もお互いを信頼し合い、各教員は担任、教科指導、部活などの運営・指導を一任されて大きな裁量を持っている。

また、教員は児童生徒を評価する立場にあり、成績・進路などに大きな影響力を持つ。加害教員は、この信頼と権力を濫用するのである。

（2）被害者への接近が可能となる条件

性暴力をしたくても、被害者に接近しなければ実行はできない。一般の性暴力加害者が、性加害に都合のよい時間・場所に対象者と一緒にいるため（犯罪の機会を得るため）には、計画と努力が必要である。

例えば、ちかんや盗撮を行うためには、混雑する駅構内や電車、店員の少ない大型商業施設などをよく調べて計画的に、かつ頻繁に通うであろう。例えば、子どもを対象と決めていれば、子どもの警戒を解いて声掛けするまたは襲う方法を準備して、公園や学校周辺を徘徊するだろう。しかし、教員であれば、警戒させずにいつでも児童生徒に近づくことが可能であり、学校には誰にも邪魔されない空間と時間を作り出せる構造がある。

子どもを呼び出す理由には困らず、放課後の教室や保健室、体育館倉庫や教科準備室など人目につかない場所がいくらかでもある。たとえ廊下に大勢の人がいても、「面談中・入室禁止」の札が掛かった相談室は密室になってしまう。宿泊を伴う行事の監督として児童生徒が寝静まった部屋に入ること、教員の宿泊部屋に呼び出すことなども可能である。見回りを理由にすれば、女子トイレや着替えに使用している教室に、誰もいない時間を見計らって入り、盗撮用の機器を取りつけることが可能である。教員が性加害の動機を持てば、被害者への接近が容易となる条件が整っているのである。

（3）被害者の抵抗を奪う手なすけ

他の教員からの「熱心に生徒指導をしているのだから、あの先生に任せておけば大丈夫」などという信頼を利用して、監視の目をすり抜けて児童生徒と接近し

た後は、児童生徒の抵抗を弱めることで性暴力が可能となる。教員は、子どもの心理と行動を熟知し、知り得る情報も多い。そして、「脅迫のほか、遊びや世話・愛情を装い、段階的接触、被害者の行為や罪悪感などを利用した手なづけ」の手段が用いられる⁽³⁾。

成績評価や進路、部活動での優遇などの弱みを握って脅かす、または、相談相手として打ち明けられた秘密や友人・家族との関係の寂しさに付け入ること、尊敬やほのかな恋心などを逆手にとって巧妙に懐柔することもできる。車で送迎や食事をご馳走して子どもに恩義を抱かせるなどのこともある。他の教員の気づかない間に複数回・長時間の面談を繰り返す、または、SNS等で個人的なやりとりするなど、児童生徒との距離が縮まったところで性行動が始まっていく。

まずは、肩に手を置くなどの労いや励ましなども捉えられるような行為から徐々にエスカレートさせていき、子どもが驚き・戸惑っている間に性暴力を行うことが可能である。「君のことを大切に思っている。二人だけの秘密だよ」と子どもを共犯者にすれば、子どもは恋愛だと思込まされて被害を訴えにくくなってしまふ。児童生徒は、同意はしていないけれど、明確な抵抗を示すことなく流されて、服従してしまうということが多いためである。

以上のように、性暴力を行う教員は、信頼と権力のある関係性、子どもに接近できる条件と密室をつくりやすい学校の構造、子どもを熟知しコントロールするスキルを悪用するのである。

児童生徒の性被害による影響

性被害は、ただ「怖かった」、「気持ち悪かった」という単純なものではない。成人の被害者にとっても、性被害はPTSDに最もなりやすい体験である⁽⁴⁾といわれているが、自我形成期である児童生徒の性被害体験は、大人とは異なる心の傷を受ける。

子どもの性被害について Finkelhor らは、(1) 性的感情と性的認識の混乱、(2) 罪悪感、自責感または汚れてしまったという自尊感情の低下、(3) 信頼の裏切りによる打撃、(4) 無力感の4つが相互に影響を及ぼしながら、自己イメージ、世界観、感情能力、問題解決の問題を生じると述べている⁽⁵⁾。

(1) 性的感情と性的認識の混乱

児童生徒は、「性的関係とは、好きな人どうしがお互いの愛を確かめ大切にしたいながら少しずつ発展させていくもの」だと信じている。そして、まだ未成熟な児童生徒には、自分の意思をはっきり持って性的関係を受け入れていく準備が整っていない。

教員からの性暴力は、自分の想像を超えた出来事が猛スピードで進んでしまう。「自分の気持ちが置き去りにされてコントロールされてしまった」、「性的な道具とされた」、「私はそういう価値の人間なのか」、「性的関係とは何なのか」とその混乱は著しい。

(2) 罪悪感、自責感または汚れてしまったという自尊感情の低下

「自分が不出来だから呼び出された」、「相談したのは自分だ」などと原因を自分に帰属させてしまう。加害教員から「好きだよ。君のため。二人だけの秘密」と共犯者にしたてあげられ、「自分が性的行為を受け入れてしまった結果なのだ」などと自責し、「以前の私とは変わってしまった。汚れてしまった」などと自分を卑下してしまう。

(3) 信頼の裏切りによる打撃

勇気を振り絞って被害を他の教員に訴えても、「あの先生がそんなことをするがはずがない」、「本当に嫌だったら抵抗したはず」、「騒ぎたてて何か利益を得るつもりではないか」などと無視や加害者扱いをされる場合には、加害教員からの裏切りに加えて、信頼して相談した大人からの裏切りを経験するのである。

周囲に信頼できる大人が誰もいないという感覚は、家族や友人への疑心をも招き、ついには全ての人間を信頼できなくなって、自分の生きる世界の安全・安心感を失ってしまう。

(4) 無力感

自分の考えがはっきりしないまま、または無視されて、抵抗もできずに被害にあってしまったうえ、この先に起きる事態も予想できず、上手く対処する方法も考えつかない。矛盾や葛藤の溢れる否定的な思考と集中困難、起伏の激しい感情や解離があり、その結果、思うように行動のコントロールができず、「何もできない自分」という無力感が襲いかかる。

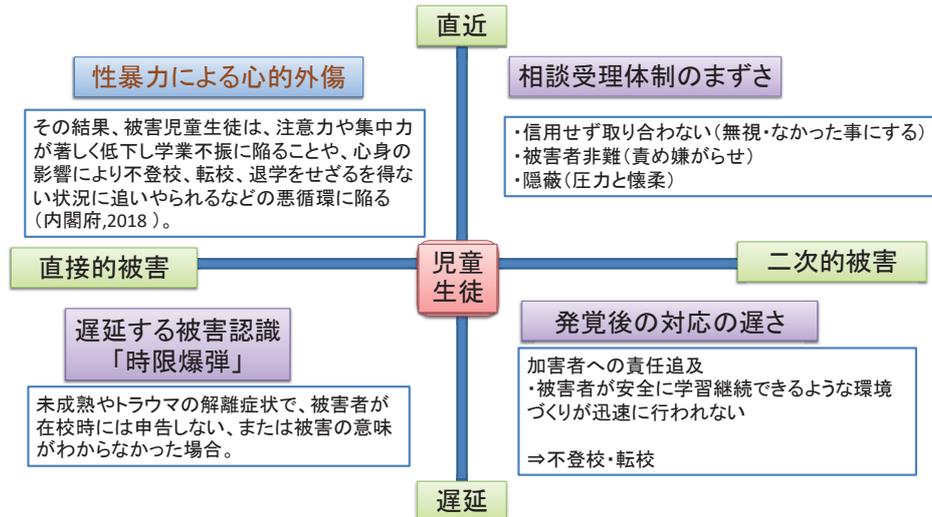


図2 教員からの性暴力により起こり得る児童生徒の被害

児童生徒の内面は、このように複雑で深刻な状態になっていて、その結果、生活・学業に困難が生じ、不登校や転校を選んでしまうということもある。また、表面的には、被害の影響が収まったかのようにみえたとしても、その人格と社会生活には長期に渡る重大な影響を及ぼすことがあるのである。

「教員からの性暴力により起こり得る児童生徒の被害」について、横軸を直接的被害と二次的被害とし、縦軸を直近と遅延とした二軸四分分割の図式で示した(図2)。

訴えられた教員が事実を否定したため調査に時間がかかり、加害者が平然と出勤して通常業務を続けているなど、被害者の安心感が脅かされ続ける場合がある。被害認識・被害告発が遅延する例もある。それは、被害当時は低年齢で被害の意味が理解できなかった、トラウマや解離の症状のために被害を申告する状態になかった、恋愛だと思っていたなどのためである。

その被害者が成人して娘を出産して、初めて学生時代の出来事が被害だったと気づき、そこでPTSDを発症するという例もある。また、学生時代には子どもで戦う力がなかったが、大人になってようやく準備が整い何十年も前の被害を告訴し裁判になっているという例もみられるのである。

学校危機

教員の性暴力は、被害当事者にとどまらず学校全体にも影響をおよぼす。

①加害教員の逮捕・謹慎による教員の欠員は、他の

教員による補填が必要となる。緊急支援体制へのシフトにより通常日課の変更が続く。また外部から緊急支援チームなどの多くの専門家や教育委員会の者が出入りする。報道や流言飛語などの対応が必要となる。これらにより学校が大きく混乱する場合がある。

②他の教職員は、加害を防ぐことができなかった、児童生徒を守れなかったと自責する。そしてまた、“被害者には責任がないと理解しつつも混乱の原因をつくったと責めてしまう”などの葛藤を抱えながら、混乱の収束を図るために費やされる労力と精神的エネルギーの消費は莫大である。

さらに、③当事者以外の他の児童生徒・保護者・地域社会からも信頼・安心・安全感を損失するなど、学校教育の根幹を揺るがしかねない学校危機を招くのである。

性暴力防止法

2020年から急速に厳罰化が進んでいる。文科省から、「児童生徒に対して性暴力を加えた教員を、原則、懲戒免職処分するように」と各自治体教育委員会に通知され、直近40年間の教育職員免許状の失効者と懲戒免職事由が検索可能になった。さらに、新法が施行された(表1)。

表1 教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和3年法律第57号)の概要

①性暴力等の定義

- ・勤務する学校の児童生徒に限らず18歳未満の子ども全員が対象である。

- ・性犯罪とセクシュアル・ハラスメントが対象行為である。子どもから同意を得ていても、刑法上では犯罪構成要件として必要な暴行や脅迫がなくても性暴力であると明示され、法律違反となった。
- ②性暴力の発生防止・被害予防の啓発、関係機関による対策連絡協議会の設置
- ③性暴力の早期発見と被害を受けた子どもの適切で迅速な保護・支援
 - ・定期的な被害調査、通報・相談体制の整備、嫌疑事案発見時の通報と事実確認調査義務が盛り込まれた。
 - ・子どもの人権及び特性に配慮して、名誉と尊厳を害しないように注意すること、適宜、専門家の協力を得ることが盛り込まれた。
- ④性加害教員に対する厳正な対処
 - ・性暴力等は懲戒免職（解雇）の事由となり得る行為であると明記され、適正で厳格な懲戒処分の徹底を求めた。
- ⑤懲戒免職になった者についてのデータベースの整備と教員免許状失効者の免許状再授与への厳しい制限

この法律の制定以降、文科省が発出する文書では、これまで教育界で長く使用されてきた「わいせつ行為」が消え「性暴力」に変わった。今までの構えを払拭して、教員としての責務に一層の厳しさを求めている。採用段階での審査のしくみが改善され、加害教員の「生徒から誘ってきた」、「同意の上」といった言い訳が通用しなくなった。嫌疑の段階での通報義務が課せられたことにより、隠蔽や対応の遅延を防ぐ可能性が広がった。

予防・啓発、相談体制強化や必要に応じた専門家の招聘など子どもの被害回復についても定められた。この法律を愚直に守れば教員による性暴力が減少すると期待される。

予防のために

しかし、加害予防についての具体的な方策が未だ示されていない。各自治体の教育委員会が打出す予防対策の多くは、体験談をもとに行われる研修と、専門家会議の開催による提言や答申を受けた対策にとどまっている⁽⁶⁾。また、調査研究、統計、研究論文はほとんど存在せず⁽⁷⁾、リスク特性を客観的に把握する分析・

評価の手法は開発されていない⁽⁸⁾。

性暴力予防を公衆衛生問題として捉えた、3次元の対象者への取り組みの考え方が⁽⁹⁾。

第1次元は、まだ性暴力が始まっていない全ての人を対象とする。自分は性暴力加害に無関係であると考えている者が大多数であり、予防意識は低い。しかし、現在の生活様式が累積されれば性暴力に至る危険性を持つ者も含まれる。

第2次元は、性暴力を始めたばかりでまだ常習化も発覚もしていない者に提供される。早急な介入が必要であるが、他者から責任を問われることもなく、当人の行動改善意識は低い。

第3次元は、性犯罪者に対する再犯防止の働きかけである。全教員の当事者意識を醸成するためには、第3次元はもとより、意識の低い第1次元と第2次元の者の関心や改善意欲を引き出す必要がある（図3）。

（1）性暴力発生理論を理解し、誰もが加害者になる可能性を知る

Ward & Hudson (2001) は、性暴力の予防のためには、それを引き起こす要因と、それが時間の経過とともにどのように発生し変化するかを理解させることが最も重要であると述べている⁽¹⁰⁾。性暴力発生の過程については、Finkelhorの「子どもへの性暴力の4つの前提条件」⁽¹¹⁾が参考となる。

第1条件は「性暴力の動機（してみたい）」であり、仕事や家族・恋人との関係についての鬱積した負の感情があり、①子どもとの情緒的癒着欲求の高まり（自己の強さと支配力や自己慰撫を感じたい欲求）、②性的関心・刺激・興奮の高まり、③阻害（対等・健康な性的欲求の停滞、成人女性への恐れと憎しみ、成人との対人関係の自信のなさ、子どもとしか関係を結ぶことができない）の①から③の全て、またはいずれかの存在が必要とされる。

第2条件は「内的抑止力の低下」で、自己制御力の低下と性暴力を正当化する思考である。第3条件は「外的（環境）抑止力の欠如」で、監督の不在のなかで対象者に接近することであり、第4条件は「子どもの抵抗の抑圧」で、信頼の濫用や懐柔または強制して性暴力を実行する。第1条件を満たし、順次第4条件までの全ての条件を満たすことで性暴力が発生すると説明されている。

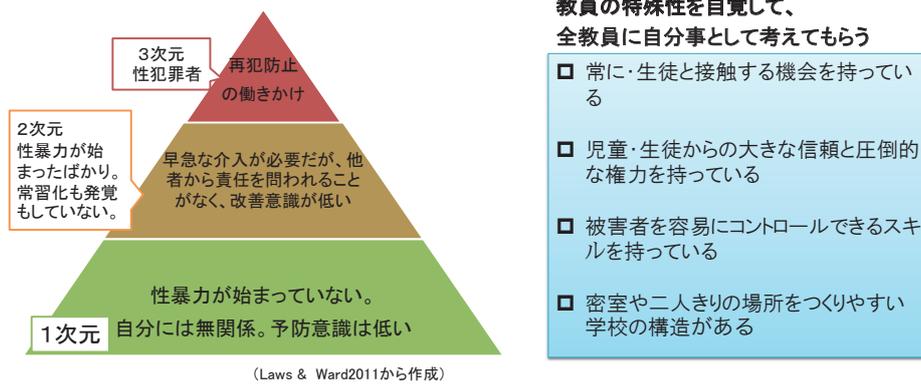


図3 予防の3次元モデル

(2) 定期的な自己点検とメンテナンス

各自治体教育委員会は、自己の性行動の状態や危険性を把握してもらうためにチェックリストを作成している。

予防の動機づけを高めて、生活・行動・考え方を見直し改善を意図するものである。危険性が少ない者であっても、点検項目に答えることでリスク要因を具体的に理解し、周囲の者の性暴力の兆候に気づき声掛けを行う等職員間の浄化作用を促進する、あるいは発生予防の環境整備・監視意識に繋がることも期待される。エビデンスのあるチェックリストの開発が望まれる。

(3) 健全性を高める

一方、全教員の心と生活の充実 (Well-being) を図ることで性暴力に対抗する力を強化することも重要である。参考に、Ward らの提唱するグッドライフ・モデル⁽¹²⁾を紹介する。

人間にとっての幸せ・充実感を得られるために重要とされる基本的な 11 の財を示した。①基本的な生活を送る (安定した収入・就労・生活習慣)、②知識を増やす (知的好奇心を満たす)、③仕事の熟達、④遊びの熟達、⑤自分で決める (自立する)、⑥安心できる時間を過ごす (リラックス)、⑦よい人間関係 (家族、友人、パートナー等)、⑧集団に属する (社会的地位や居場所を得る)、⑨心を磨く (精神修養、人生について考える)、⑩幸福感を満たす (仕事やプライベートの充実、愛あるセックス)、⑪創作活動をする (クリエイティブなことをする) である。

これらを社会適応的にバランスよく実現できることを目標とする。物事がうまくいかない、または間違っ

た行動となってしまっている際には、◆財を達成する間違った方法 (手段) が取られていないか、◆限定的な財になっていないか、◆追及する財がお互いに葛藤していないか、◆財を達成するためのスキル不足はどうか、◆財を達成するための機会不足はどうか、◆もう一度自分が本当に手にいれたい財は何かを考え直す。改めて、他者の権利と自由を侵害せずに、自分の欲求を社会的に認められる方法で充実させていくことで、自己の健全性を高めていくという方法である。

(4) 相談・指導體制の見直し

加害教員の性暴力の機会つくりと被害者の抵抗を奪う手段については前述したとおりである。これを逆から考えると、加害教員の相談・指導方法・場所について他の教員に把握がされていなかった、あるいは許容されていたことが推察される。複雑で重篤な課題を抱える児童生徒には、丁寧な相談・指導が必要とされる。一人の教員に任せきりにするのではなく、学年・学校全体で、その児童生徒の課題と相談・指導の進捗状況を共有できる体制整備および密室をつくらない工夫が必要とされる。

なお、性暴力防止法では、被害児童生徒等の適切な保護のために医療、心理、福祉、法律の専門家の協力を得ることが定められている。全教員が、被害による児童生徒への影響についての知識を備えたうえで、各専門家の知識とスキルの内容を把握し、必要が生じた際には迅速で有効な活用ができるように、事前に相談・保護プロセスのシミュレーションをおこなっておくことが大切であると考えられる。

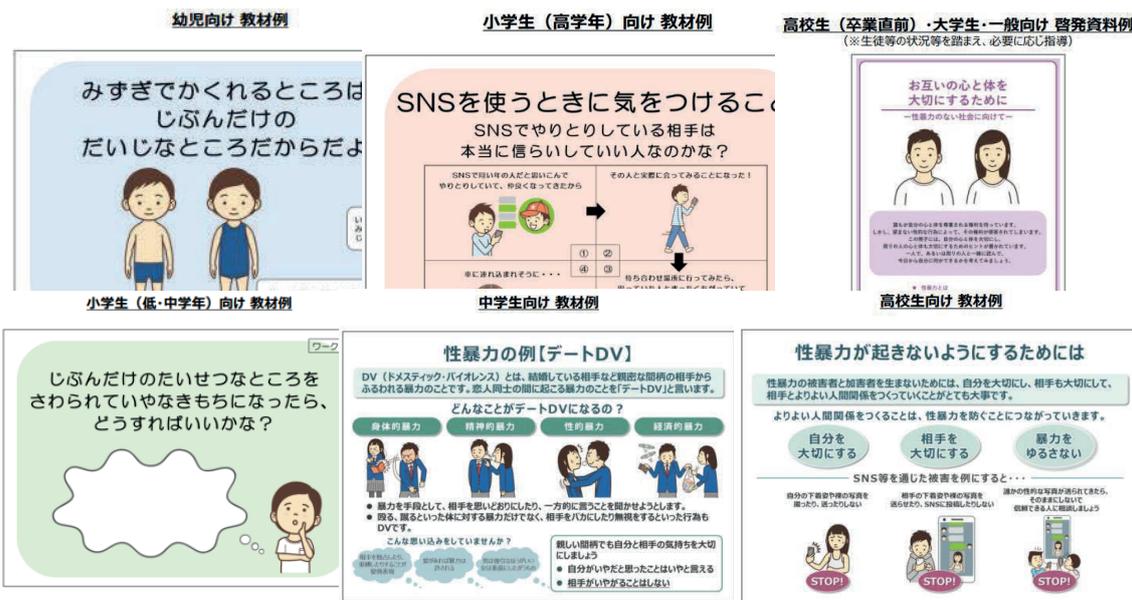


図4 「生命(いのち)の安全教育」の教材(文部科学省, 2021)

おわりに

孤立した教員が自分の寂しさを埋めるために、慕い頼ってくる子どもを利用してしまったという例、部活動や進路指導などで大きな成果をあげている教員が、子どもに支配的に振舞い、ついには自分の欲求を満たすために子どもを利用してしまったなどという例がある。加害教員一人を排除するのではなく、教員の孤立や独裁を生じさせない学校組織が望まれる。学校全体が、力の強い者がコントロールして、他は口を閉ざすしかないという雰囲気包まれている場合には、性暴力に限らず他の様々な暴力を生じさせる危険性が潜んでいる。

文科省の「生命の安全教育」教材⁽¹³⁾には、発達段階別の教材と教員用指導ガイドが記されている(図4)。各担当が教材研究と授業を行うことで、教員と児童生徒が「暴力・加害・被害」の共通認識を育てることができる。児童生徒に、性暴力とはどのようなものかを具体的に教えて、不快や違和感があればNoと言ってよい、大人に助けを求めてほしいと伝える内容である。

暴力を許さない意識を醸成し、教員が自己と学校全体の点検を心掛け、暴力に頼らない指導や解決方法を身につけることが重要であろう。

【引用文献】

- (1) 文部科学省 2021 公立学校教職員の人事行政の状況調査について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/1318889.htm

- (2) 警察庁 2018 平成29年度犯罪被害類型別調査結果報告書

<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kohyo/report/h29-1/index.html>

- (3) 野坂祐子 2020 対人暴力が及ぼす影響 藤岡淳子編 司法・犯罪心理学 pp.70-88 有斐閣ブックス

- (4) Kessler,R.C.,Sonneg,A.,Bromet,E. Hughes,M.,& Nelson,C.B. 1995 Posttraumatic stress disorder in the national comorbidity Survey. Archives of General Psychiatry ,52 (12)

- (5) Finkelhor,D.,& Browne,A.,1985 The traumatic impact of child sexual abuse : A conceptualization. American Journal of Orthopsychiatry,55(4),pp.530-541.

- (6) 塚本千秋・平伸二 2019 「またやるのですか?」からの出発—岡山県教委の不祥事対策の3年— 岡山大学教師教育開発センター紀要、9 別冊、pp.13-22

- (7) 泉真由子 2013 虐待の加害者としての学校 トラウマティック・ストレス、11(1),pp.68-73.

- (8) 露口健司 2007 学校組織における信頼構築のためのリスクマネジメント—リスク処理の局面を中心に—教育経営学研究紀要、10,pp.17-35.

- (9) Laws,D.R. & Ward,T.,2011 Desistance from Sex Offending: Alternatives to Throwing Away the keys. Guilford Press. (ローズ,D.R. & ウォード,T. 津富宏・山本麻奈(訳) 2014 性犯罪からの離脱 pp.155-194 日本評論社)

- (10) Ward,T.,& Hudson,S. M.,2001,Finkelhor's precondition model of child sexual abuse : a critique psychology. Crime & Law,7,pp.291-307.

- (11) Finkelhor,D.,1984 Child sexual abuse. Free Press.

- (12) Ward,T.,Yates,P.M.,& Willis,G.M. 2012 The good lives model and the risk need responsivity model : A critical response to Andrews,Bonta,and Wormith (2011) . Criminal Justice and Behavior 39 (1) ,pp.94-110.

- (13) 文部科学省 2021 子供や若者を性暴力の当事者にならないための「生命(いのち)の安全教育」の教材等について(通知)

https://www.mext.go.jp/content/20210518-mxt_kyousei02-000014005_2.pdf

●北東北性教育研修セミナー 2022 春・報告

『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』を知る

包括的セクシュアリティ教育実践のために

北東北性教育研修セミナー実行委員会メンバー、弘前大学助教 山下 梓

はじめに

2022年3月21日、2021年度の2回目となる北東北性教育研修セミナー「『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』を知る——包括的セクシュアリティ教育実践のために」をオンラインで開催した。今回は、北東北のセミナーでは未だとりあげていなかった国連教育科学文化機関（UNESCO）の『国際セクシュアリティ教育ガイダンス 改訂版』（以下、『ガイダンス』と表記）をテーマとした。

講師には、『ガイダンス』の初版、改訂版の日本語訳に携わるとともに、豊富な『ガイダンス』実践経験を持つ渡辺大輔さん（埼玉大学基盤教育研究センター准教授）をお迎えした。『ガイダンス』の基礎的な解説をしつつ、副題の「実践に向けて」を重視してお話しいただいた。申込は35名からあり、うち約半数が北東北地域からであった。当日の参加者は17名で、セミナー後に申込者に期間を限定して配信した動画は29回視聴された。

本稿は、JASEの協賛により開催された北東北性教育研修セミナー2022春について、講演と質疑応答の内容を抜粋して紹介するものである。なお、『ガイダンス』については、UNESCOのウェブサイトに掲載されている日本語訳や、本ジャーナルNo.129（2021年12月発行）に掲載の野坂祐子さんによる「SEE性教育アカデミー2021報告」なども参照されたい。

積み重ねる学習、コミュニティの役割

『ガイダンス』がとらえるセクシュアリティ教育の

特徴の1つは、体系化されたカリキュラムを基礎とした、スパイラル型アプローチである。スパイラル型アプローチとは、1回の学習にとどまらない、積み重ねられる学習のプロセスを指す。例えば、月経については、小学校4年時に学校で学んだ後も、閉経を迎えるまで、そして閉経後も、私たちの身体や生活に関わる。1度の学びで終わるものではなく、年齢があがるにつれて内容を深めながら、生涯を通じて螺旋階段が上がっていくようくり返し学習が行われるイメージだと説明された。

また、「体系化されたカリキュラム」については、学校教育がイメージされやすい。しかし、『ガイダンス』は、学校を中心とした学習を基盤としながらも、セクシュアリティ教育は「保護者や教員の参画といったコミュニティ的な要素により補完されるときに、もっとも強い影響がある」とし、社会教育や家庭教育も想定している。「本セミナーのように、北東北というコミュニティや、そこで活動するNGOやNPO等の民間団体が活動することが、まさにコミュニティによる『補完』にあたり、とても重要」と、講師は述べられた。

安全な学習環境をつくる

セクシュアリティ教育は、安全な環境で行われて初めて効果を生じる。「こんなこと言ったらバカにされるのではないか」「自分のジェンダーやセクシュアリティをオープンにできない」と不安を感じるような環境では、学習効果を十分に得ることができない。

安全な環境の確保には、さまざまなことが必要である。例えば、セクシュアリティ教育の実施におい

11. 平等かつ十分かつ自由な同意に基づいた婚姻関係又は他の類する形態を始め、築き、解消する権利

12. 子どもを持つか持たないか、子どもの人数や出産間隔を決定し、それを実現するための情報と手段を有する権利

13. 思想、意見、表現の自由に関する権利

14. 結社と平和的な集会の自由に関する権利

15. 公的・政治的生活に参画する権利

↓

ユネスコなどが2009年に「**国際セクシュアリティ教育ガイダンス**」を公開。2018年に改訂版を発表。
 ★ユネスコ『国際セクシュアリティ教育ガイダンス【改訂版】』明石書店、2020年
 ★翻訳完全版(ユネスコWEBサイト)
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000374167>

※オンライン上の一場面
 右上の顔写真が、講師の渡辺大輔さん。

て、安全な環境の確保を方針化すること。ジェンダーやセクシュアリティの平等や権利の尊重を基礎としており、学習者が教育を継続できるように支援があること。そして、カリキュラムの実施者が包括的セクシュアリティ教育について十分に研修を受けていること。さらに、学習者、とりわけ若者を巻き込んで学習内容を一緒につくっていくことのできるような対話的な方法を用いること。十分な財政的、人的な資源が確保されていることなどである。

学習者の教育の継続に関しては、妊娠した生徒の学習権の保障を例に説明された。日本では、高校生が妊娠した際、いまだに自主退学を求められることが多い。しかし、『ガイダンス』に照らすと、学校内にベビーベッドを用意するなどの対応により、妊娠しても学習の継続が可能となるような対応が望まれる。

また、若者を巻き込んだ対話的な学習については、講師の実践が紹介された。講師は、中学校や高校での授業をその学校の教員とともに作る際、『ガイダンス』に含まれるテーマ——例えば、身体、デートDV、性の多様性等について、学習者を対象に事前アンケートを行う。学習者の実態やニーズを踏まえた授業内容を用意し、授業中も反応をみながら進める。さらに、授業後も学習者に意見を聞き、授業をつくり直している。

キーコンセプトから具体の学びへ

『ガイダンス』には、8つのキーコンセプト、①人間関係、②価値観、人権、文化、セクシュアリティ、③ジェンダーの理解、④暴力と安全確保、⑤健康とウェルビーイング（幸福）のためのスキル、⑥人間の

らだと発達、⑦セクシュアリティと性的行動、⑧性と生殖に関する権利、が示されている。

これらは、具体の学びを組み立てていく指針となるもので、重要度や学習順を示すものではない。すべてのキーコンセプトが相互に関連しながら等しく重要で、また、5～8歳の年齢段階にあっても、高校生であっても、①～⑧のすべてを学ぶことになる。

キーコンセプトの活用方法について、講師からは2つが提案された。1つは、特定のトピックに着目して、そのトピックがキーコンセプト①～⑧のどこに含まれているかをピックアップしてみるという方法だ。例えば、性の多様性に関する項目がどこにあるのか、キーコンセプト①～⑧をすべてながめて抽出してみる。そして、抽出されたものを年齢グループ順に並べてみる。すると、性の多様性について、各年齢グループにおいてどのように学びを積み上げればいいのか明らかになるとともに、その年齢グループの学習者の現状が『ガイダンス』に示された学習内容と対応しているか、もう少し前の学習内容にさかのぼって取り組む必要があるのかを検討して学習内容を組み立てることができるようになる。

もう1つは、目の前にいる学習者の年齢に応じて必要なものが何かを明らかにする方法だ。例えば、12～15歳の年齢グループに関する部分を『ガイダンス』からピックアップする。そして、抽出されたキーコンセプトやトピックスが、相互にどのように関わるか、重ね合わせて学ぶことのできる内容はないかを考えながら、学習内容を検討することができる。

それぞれのキーコンセプトに含まれる具体的なトピックスには、「知識」「態度」「スキル」の3点に関する

学びの目標が示されている。

例えば、キーコンセプト1点目「人間関係」の1-1は「家族」。ここで5～8歳の年齢層では、世界には、さまざまな家族の形があるという考え方を学ぶことが挙げられている。これを学ぶことにより、学習者が、ふたり親家族、ひとり親家族、世帯主が子どもの家族、世帯主が後見人の家族、拡大家族、核家族、非伝統的家族を説明できるようになること（知識）、さまざまな形の家族に対する尊重を表現すること（態度）、そして、実際に尊重を表現してみる（スキル）が学習目標として掲げられている。

知識、態度、スキルは、この順に修得するものではなく、互いに補完しあうプロセスである。触れた知識を実際に実践しながら知識を深め、深まった知識が態度やスキルに影響するというように、知識、態度、スキルは「行ったり来たり、グルグル回ったりとかいうようなもの」だという。3つが連なることで、学習者、とりわけ若者は、エンパワーメントにつながる学びを得ることができる。

学習者主体の人権教育

『ガイダンス』の学習目標に挙げられている動詞に着目すると、学習者の主体性が重視されていることが分かるという。知識に関する学習目標にもっとも多く登場する動詞は、「説明する」。ほかに、明らかにする、列挙する、区別する、議論する、分析する、比較する、などがある。日本の学校教育を受けてきた経験では、知識という覚えるものと考えがちだが、『ガイダンス』では、そうではない。

また、態度に関する学習目標の動詞には、表現する、ポジティブに評価する、提案する、主張する、支持する、正当性を主張する、などの単語がみられる。スキルについては、実際にやってみる、示す、伝え合う、省察する、アクセスする、社会に向けて呼びかける、などの動詞が用いられている。

これらをみると、『ガイダンス』におけるセクシュアリティ教育の学習目標が、日本の性教育や道徳教育等と言われがちな「思いやり」や「自分を大切にすること」などの心構えではなく、社会性、市民性、シチズンシップに基づく人権教育であることを、あらためて感じることができる。

質疑応答

質問①：小学生を対象としたセクシュアリティに関する講演を行ったことがあります。その際、主催者から「権利ということばは強いので、使わないでほしい」と言われました。また、時間も45分と限られました。制約の中で子どもたちに伝えるときのポイントは何かでしょうか。

回答：一時期に比べて、子どもの権利条約の学習機会が減ったのは残念なことです。「自分を大切にしよう」ではなく、「あなたは大切にされている？」「もし大切にされていない言ってもいいんだよ」「もし何かあったら、この人に、ここに相談できるよ」「こんな本を読むといいよ」というように具体的に伝えたいものです。依頼のあった学校の保健室に関連図書を置いてもらうなど連携ができると、時間内に伝えきれなかったことについて、後で保健室に行って自分で調べてみるように促すこともできると思います。

質問②：性教育を受けてこなかった親世代よりもさらに上の世代が学ぶためには、どこからどのように伝え合えばよいでしょうか。

回答：世代は大きな要因にはなり得ますが、高齢の方でもジェンダー、セクシュアリティに関心を持つての方はたくさんいらっしゃいます。学習会を公民館で開くなど、自分たちのことを省察しながら学ぶ機会をつくってみるのはいかがでしょうか。世代の分断ではなく、上の世代の中にも理解している人がいると分かってくると、活動に広がりを持つてくれると思います。

質問③：コミュニティ的な要素によってセクシュアリティ教育が補完されたときに、最も強い影響があるということでした。地域や自治体に求められていること、必要なアプローチなど教えてください。

回答：参加者を世代で分けて、参加者と同年代の人が講師として話すという方法も面白いかも知れません。また、今日のように世代を超えた学習もよいと思います。私の知っている例では、性の多様性に関して学んだ中学生が、学習した内容を公民館で地域の人たちに発信するという実践があります。十分に学習したうえで、中学生が小学生に伝えるという事例も。そのようなピアエデュケーションを、地域の公民館や男女共同参画センターと連携して実施することも可能だと思います。

いつきの“ヒューマン・ビーイング”

人権について考える ⑭

土肥いつき

京都の公立高校教員。24時間一人パレード状態のトランス女性。趣味の交流会運営で右往左往する日々を送っている。

多様性ワークショップのはじまり

前号と前々号では、多様性ワークショップの実際について書きました。今号は、このワークショップを思いついた経緯について書くことにします。

時は10年ほど前にさかのぼります。2012年度末、ある担任から「発達障害が疑われる生徒がいじめられないように、人権学習でとりくめないだろうか」という相談がありました。当時は1年生1学期に、宇都宮さんという実在の骨形成不全の方を題材にした「風の旅人」というアニメを鑑賞したあと、障害者の自立生活や、それを阻む物理的なバリアをなくすユニバーサルデザインについて学ぶ授業を行っていました。2014年度は、それに代わって発達障害をテーマとした、新たな人権学習の教材をつくることにしました。

教材をつくった経験はそれまでもありました。例えば担任をしていた頃、養護教諭からHIVの啓発パンフレットを渡され、「ホームルームの時間にひとことコメントして配布して」と言われたことがありました。しかし、いくらなんでもひとことコメントではダメだろうと思い、1時間の授業をすることにしました。さまざまな本を読み、考えた末、パンフレットはHIVについての知識を伝えるために使い、それに加えて、当事者の思いを紹介すればいいと考えました。その時、「今までやってきた人権学習と同じ構成だ」と気づきました。また、この教材をつくることを通して、HIVのとらえ方が感染予防から人権へと変化しました。それ以降、部落差別や沖縄人権学習など、さまざまな教材をつくってきました。それらに共通しているのは、「知識+当事者の思い」という構成でした。

しかし、発達障害についての教材をつくるにあたって、そうしたアプローチではダメな気がしていました。なぜなら、「発達障害についての知識」を得たとしても、それが発達障害のある生徒へのいじめを抑止することにつながらないのではないかという、漠然とした思いがあったからです。ではどうすればいいか。頭の中にはさまざまな「キーワード」が飛び交っていました。「障害の社会モデル」「障害は個性」「発達障害

は発達凸凹」「発達凸凹の友だちがつくったトリセツ」…。しかし、それらをうまくつなぎあわせるものはまったくありませんでした。そんなある日、突然気づきました。それは「ある個人にはさまざまな属性がある。にもかかわらず、ある文脈において、それらの属性のうちのひとつがとりあげられ、その属性によって評価される」ということでした。であるならば、その属性を可視化させる仕掛けをつくれればいいと考えました。その仕掛けとしてカードを使おうと思ったのです。

次に考えたのは、どのような属性を可視化させるかでした。発達障害を意識したカードは「空気を読まない／空気を読む」「時間を守れない／時間を守る」「ついしゃべってしまう／寡黙」の3枚のカードでした。その際、「空気を読まない」「時間を守れない」「ついしゃべってしまう」がネガティブに捉えられることは避けたいと思いました。しかし、そんな思いを青丹ゆきさんのかわいらしいイラストが吹き飛ばしてくれました。他にも、勤務校の生徒たちのセルフエスティームの低さが気になることから「自分が好き／自分が嫌い」のカードを、権利の不平等を端的に伝えるために「左利き／右利き」「女の子／男の子」のカードを、またゲーム的要素を加えるために、「ネコ派／イヌ派」のカードを加えました。

このようにしてできた教材が、はたして発達障害のある生徒へのいじめを抑止しているのかどうかは、実はわかりません。しかし、この多様性ワークショップは、3年間の人権学習のベースのうちの一つになりました。次にあげるのは、ある生徒の作文です。

今日のワークで、人それぞれに個性があるから今が楽しくいられるんだなと思いました。今いる人たちが同じ個性だったらとてもつまらないものになってると思うので、それぞれの個性を尊重して今を楽しく生きたいと思いました。

わたしの勤務校では、各学年で1回人権講演会をおこないます。次号は1年生の人権講演会のテーマである障害について書くことにします。

多様な性
のゆくえ

One side/No side [61]

グラデーションの中の1人

性的少数者を総称する用語として『LGBT』が使われるようになったのはいつごろからなのか。かなり前から使用されていたようにも思うが、意外に最近なのかもしれない。国連広報センターの公式サイトでLGBTのページをみると、次のような記述があった(欄外アドレス参照)。

《国連事務総長は2010年12月、ニューヨークでLGBTの平等に関する演説を行い、世界各国での同性愛の犯罪指定解除のほか、LGBTの人々に対する暴力や差別に取り組む措置を求めました。》

演説は現職のアントニオ・グテーレス氏の前任である潘基文(パン・ギムン)事務総長が行っている。

つまり、12年前にはすでにLGBT(lesbian, gay, bisexual and transgender)が国際共通語として十分通用していたわけであり、巷では少なくとも21世紀に入って間もないころから次第に広がっていったのではないだろうか。

最近では、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーに加え、それ以外の性的指向・性自認を持つ人たちも含め、LGBTI、LGBTQ+といった用語が使われることも多い。例えば、このコラムでも紹介した北丸雄二さんの近著のタイトルは『愛と差別と友情とLGBTQ+』だった。

この先、カテゴリーはどこまで細分化されていくのだろうか。それぞれの当事者の思いは大切にしたいと感じつつも、用語が定まらないことに対しては、物書きとしてやや不安も残る。

YouTubeの国連チャンネルで『東京のドラッグクイーン』として紹介されたパフォーマンスアーティストのマダムボンジュール・ジャンジさんは、動画のインタビュー部分では、ドラッグクイーンメイクを落とし、「荒木順です」と自己紹介している。素顔と言ってもいいのかどうか分からないが、セクシュアリティについても、中学、高校時代の自らの性に関する違和感などをかなり踏み込んで語っていた。

それでも、LGBTというカテゴリーにとらわれて

いると、ジャンジさんがどこに属しているのか、それが分かりにくくなり、やや混乱する。この点をメールで問い合わせると、以下のような返信をいただいた。

『カテゴライズするならば、私はノンバイナリーです。もしくはクイア(queer)です』

ネットで調べた付け焼刃の知識で説明すれば、ノンバイナリーは「男性、女性二元論に当てはまらず、男性でも女性でもない(またはどちらでもある)」と感じる人ということだろうか。

また、LGBTといったカテゴリー化について、ジャンジさんは、可視化を促すこと、帰属意識を持てることの有効性を認めつつも、インタビューの中ではあえて『私はジャンジです』と語ることに留めている。『私はいつも自分を生きてきただけだからです。言葉はいつもあとからやってきました。ドラッグクイーンも、トランスジェンダーも、Xジェンダーも、クイアも、ノンバイナリーも』

ジャンジさんのメッセージを読みながら、2016年4月28日午後、東京・内幸町の日本記者クラブで行われた松中権さんの記者会見を思い出した。もう6年も前になる(欄外アドレス参照)。

松中さんはあの時、認定NPO法人グッド・エイジング・エールズの代表として記者会見を行い、多様な性のあり方について、「セクシュアリティは一人一人異なる。グラデーションの中でとらえる必要がある」と説明していた。

実はジャンジさんのメールにも、同じように「グラデーション」が使われていたからだ。

『一番伝えたいことは、どんなにグループ分けしたところでグラデーションの中の1人であり、人はひとりひとり違い、違っていいOK!その自分を大事にしようね!ってことです』

OK!どうもやりきれないことが続く世の中になってきたけれど、周囲の人を気づかうためにも、まずは自分を大事にしよう。

BOOK GUIDE

今月のブックガイド

日本の LGBT の歴史を綴る

『「LGBT」ヒストリー』とはなかなか挑戦的なタイトルの本である。なぜならL(レズビアン)とG(ゲイ)とB(バイセクシュアル)とT(トランスジェンダー)は性に関わるマイノリティであるとはいえ、それぞれが異なる性的感受性や歴史性、社会制度をそのうしろに背負っているからだ。どんなに緻密に「ストーリー」を組み立ててみても、様々な方面から「〇〇が足りない」「それは〇〇中心主義だ!」…などと矢が飛んでくるのが目に見える。

しかし、批判は批判として受け止めるにしても、歴史というのは誰がどう紡いでも、すべての人が納得する内容になるわけがなく、書き手の問題意識や価値観、経験などによっていかようにも見え方は変わってくる。肝要なのは、その偏差に自覚的、意識的であることであって、「客観的な歴史」が存在するなど想定すること自体、客観的ではない。

ということを前提にしても、本書は(おもに)80年代から今日までのLGBTの歩みを網羅的に抽出している、という意味において貴重な一冊だ。そして、著者以上に広いパースペクティブでその歴史を編集することができる書き手を、私は知らない。そうした評価の根拠は、私自身がこの期間のLGBTムーブメントを内側から見てきた経験によるし、同世代の書き手として、著者のこれまでの仕事に関心を抱いてきたからである。

永易至文氏は1966年生まれ、日本のゲイ・リベレーションの大きな転換点であった「府中青年の家裁判」の原告の一人で、以後も出版活動を通じて、またパレードなどの運営スタッフとして、そして現在ではLGBTが暮らしていく上での助けとなるべく行政書士として、コミュニティ活動に深く関わってきた。それだけに、



「LGBT」ヒストリー

永易 至文著
緑風出版
定価 2200 円 (税込)

書物から学ぶだけでも、運動に関わった体験からだけでも書くことができないLGBT本となっている。

とりわけ、著者が最前線に取り組んできた「同性パートナーシップと法整備」のトピックは、経緯がシンプルに整理されており、私のように同時代を生きてきた人間でさえ、「あーそういうことだったのか!」と初めてその事実と理解に近づくことができた。

永易氏は渋谷区・世田谷区に始まった地方自治体による同性カップルのパートナーシップ制度の普及に関して、このように述懐する。「国の法律が同性カップルについてなんらの規定をしていない現状で、自治体が法の範囲を超えて同性カップルに特段の法的効果を付与することはできません。しかし、形式的とはいえ自治体が同性カップルを公認することは、当事者へ社会に認められているという感覚を与えるとともに、社会に対する大きな啓発効果を発揮するに違いないと(略)私は思いました」

忘れてならないのは、こうした制度が作られていく前段階として、まさに永易氏自身が公正証書の契約などで同性パートナーシップを保護する活動を展開してきたことなど、過去の試みの積み重ねだ。本書では控えめに触れてはいるが、彼の実践の意義を、後続世代の研究者が「日本のLGBTの歴史」として記録する必要があることはいうまでもない。また、著者はあとがきに「日本で性的マイノリティーの社会運動が活発化した90年代以後を生き残ったゲイが、話題を自分史に重ねながら解説」と記しているが、永易氏の個人史もまた、一次資料、史料として遺されるべきものであることは、ここで指摘しておきたい。

ともあれ、本書はトピックごとに読みやすい文体で解説されているLGBT入門書であると同時に、玄人筋が読んでも納得できるだけの内容が凝縮されている労作だ。若い世代にも是非、手に取ってもらいたいものである。(作家 伏見憲明)

全国性教育研究団体連絡協議会

▶▶ 8月4日(木) 9:30～19:00

8月5日(金) 9:30～16:30 ◀◀

第50回記念 全国性教育研究大会

第30回関東甲信越性教育研究大会

テーマ 人間形成を基盤とした性教育をすべての子供たちに
～半世紀の性教育からさらなる学びへ～

プログラム

- 1日目**：9:30～9:45 **開会行事** 挨拶 開催地挨拶・活動報告 祝辞
9:50～10:30 **基調講演** 「新学習指導要領に基づく性に関する指導」(仮題)
(文部科学省初等中等教育局教科調査官)(予定)
- 10:30～12:10 **記念講演** 「フィンランドにおける包括的性教育」(仮題) トンミ・パーラネン
(フィンランド・Sexpo 財団代表)
- 13:10～13:50 **特別講演 I** 「人間の性と性教育～性教育の半世紀～」(仮題) 宇野賀津子
(ルイ・パストゥール医学研究センター)
- 13:50～14:20 **特別講演 II** 「全性連のこれまでとこれから～日本型包括的性教育の構築～」野津有司
(全性連理事長・筑波大学名誉教授)
- 14:30～16:20 **パネルディスカッション** 「現代的課題に対応した性教育をどう進めるか」(仮題)
- 16:20～16:30 **次期開催地挨拶** 熊本県性教育研究会
- 17:00～19:00 **記念祝賀会** 喜山倶楽部 (日本教育会館9F、会費5000円、参加自由・当日参加可)
- 2日目**：9:30～12:00 **分科会 I (発達段階別)**
「幼児期における性教育の実践」「小学校における性教育の実践」
「中学校における性教育の実践」「高等学校における性教育の実践」
「特別支援学級・学校における性教育の実践」
- 13:30～16:20 **分科会 II (課題別)**
「多様な性の理解と対応」日高庸晴 (宝塚大学看護学部教授)
「情報化社会と性」警視庁生活安全部 (予定)
「外部機関と連携した性教育」渡辺一信 (駒沢大学非常勤講師)
「最新医療と性」小貫大輔 (東海大学国際学部教授)
「性に関わる個別指導」三木とみ子 (女子栄養大学名誉教授)

会場 日本教育会館 (東京都千代田区一ツ橋 2-6-2)

定員・締切 定員・締切 / 300名・令和4年7月20日(水) 締切 (定員になり次第締切)

参加費・申込み・問い合わせ先等

参加費 / 両日参加：一般6000円、学生2000円、1日参加：一般3000円、学生2000円

主催 / 全国性教育研究団体連絡協議会、関東甲信越性教育研究団体連絡協議会、東京都性教育研究会、日本性教育協会
後援 / 内閣府、文部科学省、厚生労働省ほか

問合せ先 / 全国性教育研究大会事務局 FAX 03-6801-8776 E-mail: zenseiren@galaxy.ocn.ne.jp

申込み方法 / 右記 URL もしくは QR コードより。https://forms.office.com/r/HSzDwajmDG

または FAX 03-6801-8776 (申込用紙は全性連ホームページ <http://zenseiren.org/> よりプリントアウトできる)





6月5日(日) 13:30 ~ 16:00



2022年度 一般社団法人 性と健康を考える女性専門家の会 総会シンポジウム

私たちのSexual Pleasure宣言 ～性的抑圧のない社会を目指して～

プログラム

司会・工藤里香（富山県立大学看護学部、一般社団法人性と健康を考える女性専門家の会理事）

【講演①】 WAS「Sexual Pleasure 宣言」採択までの歴史とその理念

早乙女智子（WAS 理事、一般社団法人性と健康を考える女性専門家の会会長、日本性科学会副理事長、日本性教育協会運営委員）

【講演②】 セルフケア・セルフプレジャーから女性主導のセックスへ

佐保美奈子（大阪府立大学大学院看護学研究科、一般社団法人性と健康を考える女性専門家の会近畿支部支部長）

【講演③】 知的障害女性の性的権利保障と性暴力被害のバランス

武子 愛（社会福祉士、大阪府立大学大学院社会福祉学専攻博士後期課程、一般社団法人性と健康を考える女性専門家の会副会長）

ディスカッション

会場 東京薬科大学千代田サテライトキャンパス

※ Zoom によるオンライン併用（新型コロナウイルス感染症の状況により完全オンラインに変更もあり）

申込み・問合せ先等

主催／一般社団法人性と健康を考える女性専門家の会

参加費／一般（非会員）2,000 円、会員 1,000 円、学生 1,000 円（大学学部生まで、要学生証）

申込み・問合せ先／ <https://pwcsh-2022-sympo.peatix.com/>



JASE 性教育・セクソロジーに関する資料室

資料室について

JASE 資料室は国内外の性教育、性科学等に関する文献資料を収集している開架式資料室です。文献資料の数は約6万点以上、現在も日々、増え続けています。性教育、セクソロジーに関する調査、研究のためにご利用いただけます。人間の性に関心がある方、ぜひ足をお運びください。

【閲覧】 必ず事前に電話で予約が必要です（tel 03-6801-9307）。貸出業務は行っていません。

【開室日・時間】 しばらくの間、月～金曜日 11:30 ~ 16:30

【休室日】 土・日曜日、祝日、年末年始 ※この他、会議等で臨時に休室することがあります。

【コピーサービス】 コピー料金は用紙サイズにかかわらず1枚10円です。著作権法の許容する範囲で行うものとします。

<https://www.jase.faje.or.jp/pub/archive.html>

資料室 利用方法

収集文献 ・資料

統計・調査報告書、ジェンダー・フェミニズム、性教育一般・性教育の歴史的資料、国内雑誌、障害者、セクソロジー（自然科学系、人文・社会学系）、民俗学・文化人類学・風俗、性研究史・性学史、教科書・指導書・学習指導要領、幼児期～青年期、国内学術誌、国際（海外団体資料・海外学術誌）、高齢者・家族問題、文学・評論・エッセイ・文庫・新書、官公庁資料、JASE 刊行物、映像資料、個人論文、雑誌記事、新聞記事、絵本・写真集・マンガ、江幡・篠崎・朝山・石川・ダイヤモンド文庫、ほか。

<https://www.jase.faje.or.jp/cgi-bin/search1.cgi>

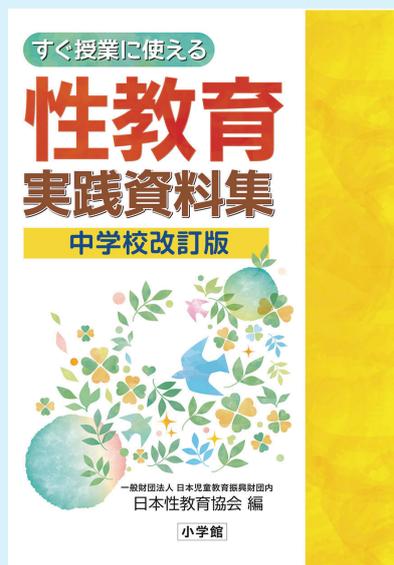
すぐ授業に使える

性教育実践資料集

中学校改訂版

〈主な内容〉

- 第1章 中学校における性教育（性教育を実践するにあたって／性教育の目的と意義）
- 第2章 性教育の実践（性教育の現状と実践の課題／学習指導要領における性教育の取り扱い／性教育の指導体制／指導計画の作成／性教育実施上の留意点／家庭・地域との連携／中学校の性教育の今後に向けて）
- 第3章 指導事例（各学年における指導計画と指導の流れ／8つの1年生の指導事例／6つの2年生の指導事例／6つの3年生の指導事例／7つの個別指導事例／5つの組織の指導事例）
- 第4章 参考資料（性行動経験率／性的なことへの関心割合／自慰経験率／性的関心の経験割合の推移／性へのイメージ／性感染症報告数の推移／梅毒患者報告数の推移／HIV・エイズ感染者の動向／人工妊娠中絶実施率及び推移／用語解説）



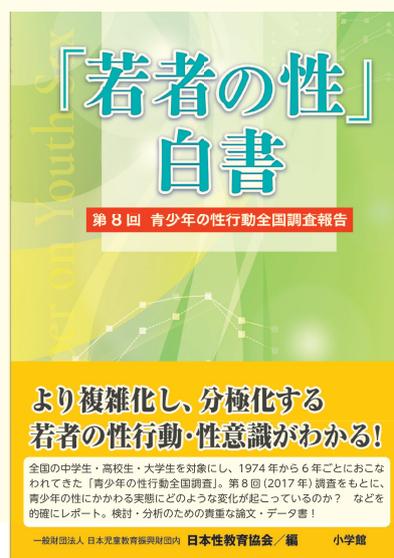
定価 2,200 円（税込） B5 判・224 ページ

「若者の性」白書

第8回 青少年の性行動全国調査報告

〈主な内容〉

- 序章 第8回「青少年の性行動全国調査」の概要
- 第1章 変化する性行動の発達プロセスと青少年層の分極化
- 第2章 青少年の性規範・性意識からみる分極化現象
- 第3章 家庭環境や親子のかかわりの違いは青少年の性行動に影響を与えるか
- 第4章 知識・態度・行動の観点からみた性教育の現状と今後の課題
- 第5章 青少年の性行動と所属集団の性行動規範
- 第6章 青少年の避妊行動の実態と包括的性教育の可能性
- 第7章 性的被害と親密性からの／への逃避
- 第8章 青少年の性についての悩み
～自由記述欄への回答からみえるもの～



定価 2,420 円（税込） A5 判・256 ページ

編／一般財団法人日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 発行／小学館

全国の書店にて、ご購入いただけます！